

「女性が輝く日本」の実現に向けて

平成26年3月19日

厚生労働大臣 田村 憲久

放課後対策の総合的な推進①

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

- 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には約89万人が利用

*登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / *クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所

- また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

- 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在

※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

- 保育所と比べると**開所時間が短い** ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)

※平成26年度予算案(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

- ⇒ **就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要**



- 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

- ⇒ **共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要**

小1の壁の打破

放課後対策の総合的な推進

次代を担う人材の育成

- ◇ **一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備**

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

- ◇ **民間サービスを活用した多様なニーズへの対応**



放課後対策の総合的な推進②

～対応の方向性～

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

公的な
基盤整備

□ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- ・実施体制、プログラム等の**モデルケース**を提示
- ・専用室に関する考え方などについて明確化し、**弾力的に運用**

※ 場所が離れている既存の放課後児童クラブ・放課後子供教室では、連携して実施

□ 放課後児童クラブの拡充（待機児童解消、開所時間延長）

- ・**開所時間等**を含めた**地域ニーズを満たすクラブを整備**
- ・**小学校の余裕教室、幼稚園の空きスペース等の活用等**により、実施場所を確保
- ・**子育ての経験等を生かした女性の活躍の推進等**により、担い手を確保

※ 児童の自立度等に応じて、必ずしもクラブによる対応ではなく、一定程度の見守り等を適切に組み合わせて実施

□ 放課後子供教室の拡充

- ・すべての子供を対象とした学習支援や多様なプログラムの充実
- ・子育ての経験等を生かした女性の活躍の推進等により、担い手を確保

国として、**目標とスケジュールを明確にした新たな計画**を策定

* 現在、目標設定の前提となる放課後児童クラブについてのニーズ調査を全市町村で実施中

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

民間サービスの活用

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の**民間サービスを活用**し、公的な基盤整備と組み合わせて対応

→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



放課後対策の総合的な推進③

～一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ～

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- ▶ 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- ▶ 小学校の空き教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- ▶ 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

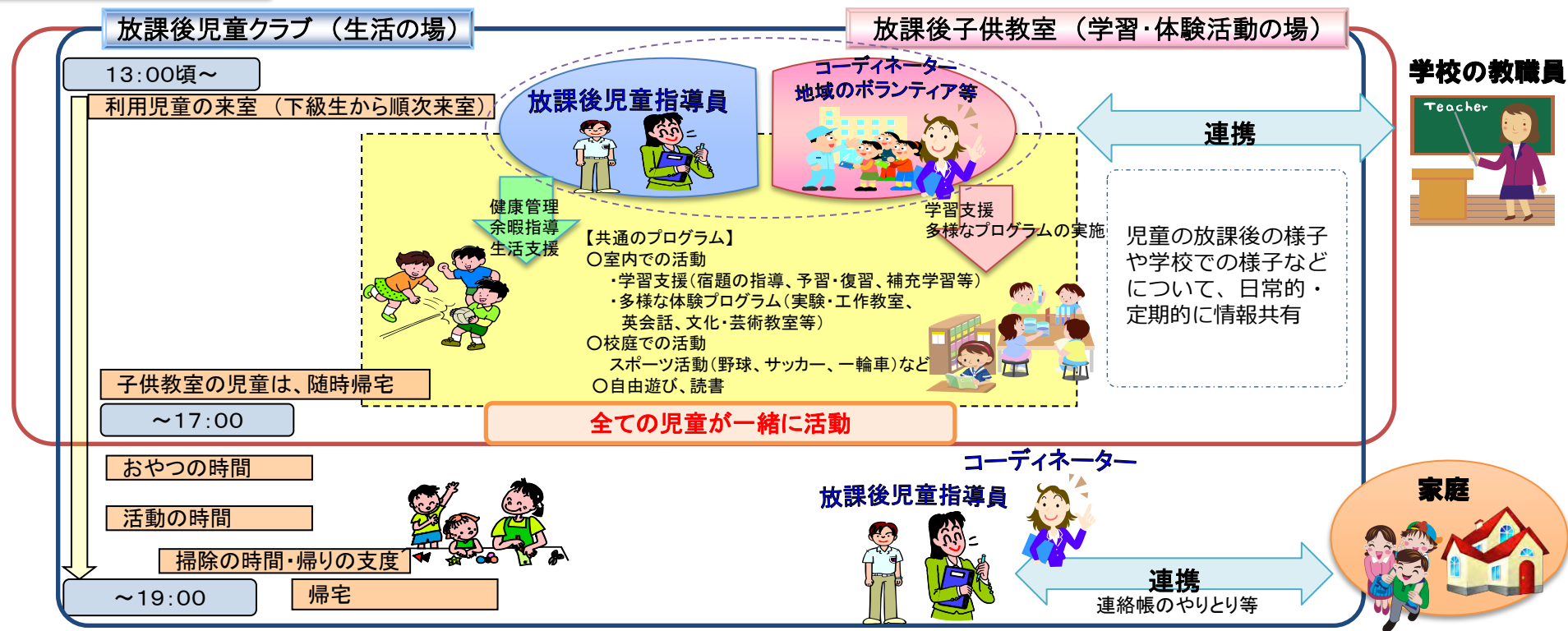
次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- ▶ 共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童と一緒に体験・活動
- ▶ 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- ▶ 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- ▶ 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ



※ 場所が離れている既存の放課後児童クラブ・放課後子供教室では、連携して実施

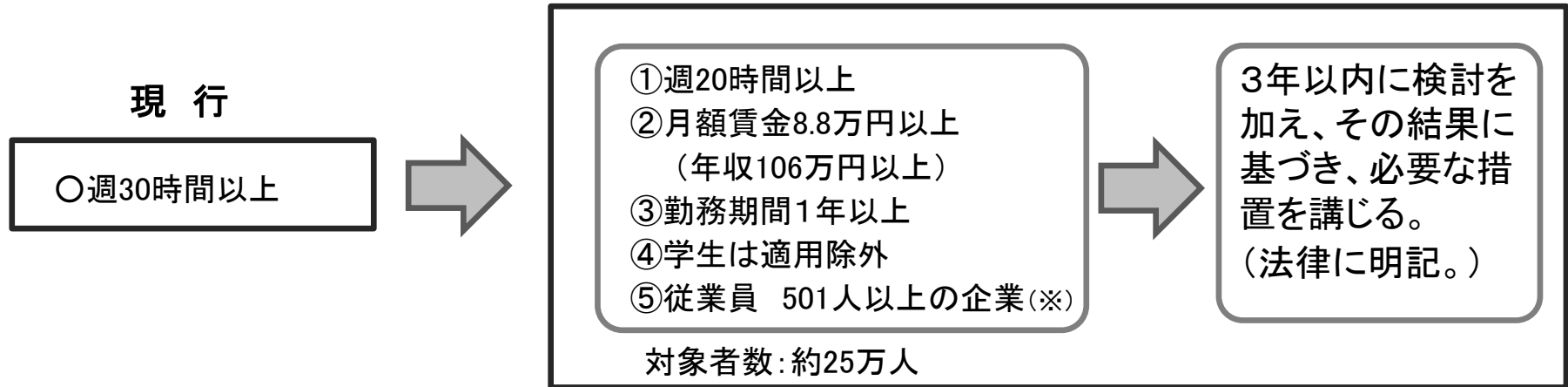
働き方に中立的な社会保障制度

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネット機能を強化。
 - 社会保障制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- ※ 短時間労働者及び事業主が保険料の負担増を避けるため雇用・就労調整が発生しているとの指摘がある。適用拡大を進め、適用の要件が変わることにより、こうした状況が緩和されることが期待され、働き方に中立的な社会保障制度にも資すると考えられる。

《年金機能強化法(平成24年8月成立)による改正内容》

※ 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て平成24年8月に法律が成立した。

短時間労働者への適用拡大(平成28年10月～)



(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

《社会保障制度改革プログラム法(平成25年12月成立)》

- 昨年成立した社会保障制度改革プログラム法においても、「短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大」が検討課題として明記されている。